

大分労働局一般公示第20号

大分地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記の「6 申込要領」によりお申込みください。

記

1 日 時 令和8年9月15日（火） 午前10時00分から

2 場 所 ソフトパークセンタービル3階研修室
(大分市東春日町17番20号)

3 議 題

- (1) 大分県最低賃金に対する異議申出(諮問)について
- (2) 異議申出に対する取扱いについて
- (3) 大分県最低賃金専門部会の廃止について
- (4) その他

4 傍 聴 者 5名

5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を明記し、審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及び所属を御記入の上、メールまたは郵送にて下記の宛先までお申込みください。

申込締切日は令和8年9月11日（金）正午（必着）です。

メールの場合	: chinginshitsu-ooitakyoku@mhlw.go.jp
郵送の場合	: 大分労働局労働基準部賃金室あて 〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、傍聴者数上限に達した場合は申込締切日前でも申込受付終了とさせていただきます。
- (3) なお、事前にお申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。

7 そ の 他

- (1) 傍聴される場合には、別添の留意事項を厳守してください。
- (2) 会議前後の審議会委員への要請、陳情等はお控えください。
- (3) 車椅子を御使用される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

(別添)

傍聴される皆様の留意事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し、賛否の表明、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用できません。
- 9 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、大分労働局労働基準部賃金室職員の指示に従ってください。

なお、これらの事項を守られない方については、退場を命ずる場合があります。